

各社会福祉施設等 施設長・管理者 殿

岡山県保健福祉部長
(公印省略)

社会福祉施設等における引き続きの感染防止策の徹底について（第 15 報）

社会福祉施設等の皆様におかれましては、県の新型コロナウイルス感染症対策への協力及び施設等における適切な感染防止対策を実施いただき、誠にありがとうございます。

令和 3 年 5 月 14 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 32 条第 1 項に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更を受け、本県に緊急事態措置が適用されることとなりました。

このため、県では、法第 45 条第 1 項等に基づき、5 月 16 日（日）から 5 月 31 日（月）までの間、県民及び事業者の皆様に対し、別添のとおり協力を要請しました。

ついては、職員、利用者及びその家族等に周知いただきますとともに、引き続き徹底した感染防止対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

○高齢者施設・医療施設等への協力要請

- ・地域の感染状況に応じて、高齢者施設等の従事者等への検査を頻回実施すること。
- ・新しい生活様式の実践など感染防止策を徹底すること。
- ・面会は原則禁止することとし、オンラインなどを活用すること。
- ・職員の日々の健康管理を徹底すること。また、体調に不調を感じる場合は出勤させないこと。

【添付書類】

別添 1：岡山県新型コロナウイルス感染症緊急事態措置

別添 2：（改訂）新型コロナウイルス感染症変異株緊急事態に対する協力要請（ステージⅣ）